

■FAQ(2022年3月11日更新)

No.	項目	質問	回答
1 出願			
1-1	出願資格	他大学等から京都大学大学院博士課程に進学を予定している者にも出願資格はあるか。	通常枠への出願資格があります。令和4年4月に本学の博士課程等に在籍していることが要件となります。
1-2	出願資格	休学中に申請できるか。	出願は可能です。採用が決定した場合、支給開始は復学してからとなります。
1-3	申請	機構プログラムとフェローシップで異なる分野を選択できるか。	併願となる場合は、募集要項 別表2にしたがって、所属の専攻に応じて自動的に併願となる分野が決定されるので、自身でフェローシップの分野を選択することはできません。
1-4	申請	在籍している研究科・専攻が募集要項 別表2に記載されていないが、フェローシップと併願したい。	フェローシップに参画している研究科・専攻は事業として決まっており、別表2に記載の研究科・専攻に在籍している学生のみ支援対象となります。
1-5	申請	研究科や専攻で対象分野は決まっているか。	機構プログラムでは、所属する研究科や専攻に関わらず、全ての分野に出願できます。ただし、フェローシップとの併願となる場合のフェローシップの分野は、所属専攻と機構プログラムの出願分野によって決定されます。
1-6	出願書類	実質的な指導教員と所属上の指導教員が異なる、または修士課程から博士課程に進学するにあたり、指導教員が異なる場合、どちらに依頼したらいいか。	実質的な指導教員と、所属上の指導教員が異なっても差支えはありません。実質的に自身の研究内容を把握されている先生に確認書を作成いただいで結構です。
1-7	出願書類	申請書の様式を変えてもいいか。	様式の変更・追加は不可です。ただし2.【研究計画】中の記載内容の指示文については削除しても可です。
1-8	出願書類	出願書類の修正・追加提出は可能か。	出願期間内かつ申請システムにて「確定」を押す前は、アップロードした内容は自由に編集可能ですが、「確定」を押した後は、修正・追加提出できません。また、メール等による申請システム以外の追加提出は受理しません。
1-9	出願書類	出願書類に記載する所属・学年および学生番号は、応募時点のものを記載するのか、令和4年4月時点のものを記載するのか。	申請書・申請システム共通で以下のように取り扱ってください。 所属・学年については令和4年4月時点のものを記載してください。四月から博士課程に進学される方の学生番号については、既に4月以降の番号がわかる場合はその番号を、わからない場合は3月時点の(修士課程の)学生番号を記載ください。他大学等から進学予定の方も同様に、4月以降の番号がわかる場合はその番号を、わからない場合は0000000000と記載ください。 なお、昨年M2対象の進学前採用枠に応募し、審査持ち越しになった方は、申請書中の学年が昨年時点のままでも差支えありません。
1-10	出願書類	申請書の「奨学金受給状況」については博士課程で受給予定のもののみ記載すればよいか。また、現在出願中で受給が確定していないものは記載する必要はあるか。	博士(後期)課程で受給(予定)のもののみ記載ください。出願中で受給が未確定のものも、「(出願中)」などと付記したうえで全て記載ください。
1-11	出願書類	成績はKULASISからダウンロードできるものでもよいか。	修士課程の成績・学部課程の成績共に、 ・証明書自動発行機で発行できるもの ・KULASISから印刷できるもの いずれでも結構です。
1-12	出願書類	(持越者対象)昨年M2対象の進学前採用枠に応募し、審査持ち越しになった。そのときの出願書類をそのまま使用できるとの連絡があった。昨年秋には学部+その時点での修士課程での成績を提出したが、今回申請するときには、修士課程での成績のみに更新すればよいか。	更新していただいても結構ですし、そのままでも問題ありません。
1-13	出願書類	(持越者対象)昨年M2対象の進学前採用枠に応募し、審査持ち越しになった。現在申請サイトでは昨年 アップロードした指導教員の確認書がアップロードされている状態だが、これはこのままでよいか。それとももう一度依頼をする必要があるか。	内容を変更したいという希望がない場合は、そのまま結構です。

No.	項目	質問	回答
1-14	出願書類	(持越者対象)昨年M2対象の進学前採用枠に応募し、審査持ち越しになった。今回、申請書は新しい様式、先生からの評価書は以前の様式で提出する予定であるが問題ないか。	問題ありません。
1-15	出願書類	教授が3月で定年退職する場合、新しい教授に書類を頼むことは可能か。新しい教授は現在は他大学の准教授である。	可能です。確認書を記載するのは他大学の先生でも構いません。
1-16	出願書類	提出完了したか、確認したい。	申請システムのトップページで「申請の確定」のチェックボックスにチェックが入っていれば、提出完了となります。
1-17	出願書類	WEB出願システムは24時間対応か。	はい、24時間対応しています。
1-18	出願書類	ネット環境トラブルにより、提出できない。	期間後に出願することはできません。また出願期間終了直前はサーバーが混み合う可能性があります。これによる遅延・トラブル等には一切責任を負いませんので、時間には十分余裕を持って出願してください。
1-19	他奨学金	民間奨学金財団による奨学金との併給は可能か。	本プログラムにおいて併給は基本的に可能ですが、必ず出願前に当該団体等に確認してください。この確認を行わない場合、当該団体奨学金や本プログラムの支援が取り消される場合があります。
1-20	他奨学金	日本学生支援機構(JASSO)奨学金との併給は可能か。	貸与型・給付型のいずれであっても、併給は基本的に可能です。ただし、給付型奨学金についてはJASSO側が併給不可としている場合がありますので、必ずJASSOに確認してください。

2 採用後			
2-1	RA/TA/アルバイト等	RA・TA・OA・学内コーディネーター・アルバイト等は採用後も続けていいか。	自身の研究やキャリア開発・育成コンテンツに取り組むことに支障がなければ問題ありません。ただし、フェローシップの一部の分野ではアルバイトに制限がある場合があります。また、TAやRAについて、研究科によっては本プログラムとの併給を不可とする取り扱いをしている場合もあるため、当該研究科側にも確認してください。
2-2	採用者と大学の関係	機構プログラムおよびフェローシップでは採用者と大学の関係は「雇用」ではないという理解でよいか。	はい、雇用ではありません。研究専念支援金は「雑所得」という扱いとなります。
2-3	海外留学	教育支援機構プログラム採用期間中に、海外大への交換留学や学位取得留学、リサーチビザ等を取得した研究員として海外研究機関に在籍することは認められるか。	採用期間中に海外の大学や研究機関等で研究を行うことは奨励されており、海外にいる間も研究専念支援金は支給されます。ただし海外にいる間も本学の博士後期課程等に在籍していることは必須になるため、「海外の大学だけに在籍している状態」となるような留学形態の場合は本プログラムからの支援を受けることはできません。本学に在籍しながらの交換留学やダブル・ジョイントディグリー、研究のための中長期滞在などは問題ありません。
2-4	フェローシップ	フェローシップでは「生活費相当額の一部は、対象学生をRAとして雇用し、その給与を支給することがある」とあるが、どのような業務に従事するのか。	フェローシップに参画している研究科・専攻により独自の運用が行われていますので、指導教員及び当該研究科や専攻の教務担当に確認してください。
2-5	フェローシップ	フェローシップの一部の分野では、アルバイトに制限がかかるようだが、その制限はいつからかかるのか。もし支給開始日の4月1日から制限がかかる場合、4月中は採用されたかどうかかわからないままであるにも関わらずアルバイトができないのか。	フェローシップの該当する分野の研究科や専攻の教務担当に問い合わせてください。

No.	項目	質問	回答
2-6	研究専念支援金 (生活費相当額)	研究専念支援金は雑所得として扱われ確定申告が必要ということだが、どのようにすればよいのか。	研究専念支援金は税法上雑所得として扱われるため、所得税、住民税の課税対象となります。また、大学では源泉徴収を行わない為、自身で確定申告が必要となります。 1年間(1月1日～12月31日)に受けた研究専念支援金から、確定申告を行います。収入から経費(※研究生活を送るにあたって必要な費用を経費とみなすことができます。例:学費・学会費等)を引いた額が所得となり、所得額に応じて税額を計算することとなります。そのため、収支状況の記録の作成や、経費に該当するものの領収書等の証拠書類の保存が必要となります。 課税対象額に応じて、居住する市区町村に「住民税」を納付する必要があります。 確定申告の時期は毎年2月～3月です。2月頃に本プログラム採用者向けの確定申告説明会を実施予定です。
2-7	研究専念支援金 (生活費相当額)	留学生が租税条約適用を届出すれば日本で確定申告は行わなくてもよいと聞いたが、手続きはどうすればよいのか。	インドネシア・タイ・中国・バングラデシュの4か国に居住していた留学生については、租税条約届出書を提出することにより、研究専念支援金に対する確定申告が不要となります。租税条約届出書は支払者(大学)が作成・提出する必要がありますので、租税条約の適用を希望する場合は大学院教育支援機構までご連絡ください。届出をするかどうかは、あくまで本人の希望に基づきます。租税条約届出書を提出しない場合には、原則に従って、確定申告が必要となります。
2-8	研究専念支援金 (生活費相当額)	学振特別研究員では、研究専念支援金の3割相当額以上を研究遂行経費とする場合、所得税・住民税の課税対象より除外することができるが、同様の制度はあるか。	本プログラムにおいては、研究遂行経費という制度はありませんが、Q2-6に記載のとおり、研究生活を送るにあたって必要な費用を経費とみなすことができ、収入から経費を除いた金額が所得(=課税対象)となります。
2-9	研究専念支援金 (生活費相当額)	本プログラムの採用者は、授業料免除申請において独立生計とみなされるか。	本プログラムの研究専念支援金は独立生計の要件でいうところの「収入(年間103万円を超える収入(給与収入または所得))」に該当するため、他の要件(詳細は独立生計の要件をご覧ください。)を満たせば、独立生計としてみなされます。
2-10	研究専念支援金 (生活費相当額)	健康保険や扶養の扱いはどうなるか。	扶養義務者(親等)に「雑所得」が発生することを伝えるとともに、健康保険や扶養手当等における扶養の扱いについては、扶養義務者(親等)の職場等の担当者に問い合わせてください。 原則的に、月額108,334円以上の収入がある場合は、各種健康保険の被扶養者となることはできません。 受給者は、各自で国民健康保険への加入手続きを行ってください。
2-11	研究費	研究費については指導教員の所属部局に配分されるということだが、所属上の指導教員と、実際に指導を担当している教員の所属部局が異なる場合、どちらの部局に配分されるのか？	採用決定後、各研究科の教務担当および経理担当を通して配分先部局および教員を確認します。指導教員・部局経理担当間で調整のうえ、希望する配分先を回答してください。
2-12	辞退	現在修士1回生で、博士進学と就職の両方を考えている。仮に進学前採用枠に応募して採用されたのち、就職することを決めた場合辞退は可能か。また、辞退できる場合はいつ頃になるか。	「辞退届」を提出することで辞退可能です。特に時期の指定はありませんが、博士後期課程等に進学しないことが確定したら、可能な限り早く辞退届を提出してください。
2-13	証明書	証明書を発行してほしい。	本プログラムHPにて手続きを確認の上、申請してください。

次年度以降の公募について

3-1	今後の公募	令和5年4月に博士課程入学だが、今回の募集の進学前採用枠に応募し、不合格だった場合、次回の通常枠に応募できるか。	応募可能です。2回チャンスがあると捉えていただいて結構です。
3-2	今後の公募	D2以上を対象とした公募は今後実施されるのか。	基本的には予定しておりません。
3-3	今後の公募	進学前採用枠に内定した人がDC1にも採用され、進学前採用枠を辞退することになった場合、空いた枠は他の学生に還元されるか。	はい、次年度の通常枠として還元されます。